平成２２年（フ）第１６６１号
東京都府中市西府町２丁目14番地の５コーポ北村105
債務者　木上　智実
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３４４号
長崎県佐世保市藤原町９番４号　コーポ藤原301、旧住所長崎県佐世保市藤原町７番２号コーポ藤原101
債務者　神谷　　忍
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
栃木県栃木市大平町富田4024番地12　リバティーⅠ102号、従前の住所栃木県栃木市大平町富田1414番地
債務者　須藤　克美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４３号
大分県竹田市大字拝田原246番地２
債務者　今村　吏花
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第２２７号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目５番３号　伊禮善樹アパート201号
債務者　屋宜　直也
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２２８号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目５番３号　伊禮善樹アパート201号
債務者　屋宜メイ子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１６２２号
東京都町田市本町田2577番地公社住宅ホ19―201
債務者　高橋　利信
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１７５１９号
東京都小金井市本町２丁目６番９号
破産者　株式会社エヌ・イー・エス
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１０１号
東京都江東区東砂５丁目９番13号
破産者　諸伏建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７３０号
東京都練馬区東大泉４丁目４―14―405
破産者　酒井　信正
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３４号
東京都中央区銀座１丁目14番５号
破産者　株式会社テクノベリー
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５４６号
東京都千代田区外神田２丁目９番３号
破産者　株式会社トランスミッション
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５４７号
埼玉県さいたま市緑区芝原１丁目10―14
破産者　早澤　利男
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０６４号
東京都練馬区大泉町５丁目４―15　第二栄コーポ１Ｆ
破産者　大沼　　功
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１６６号
埼玉県草加市八幡町641―３
破産者　増田　武司
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１６８号
埼玉県草加市八幡町641―３
破産者　増田みつい
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７７３号
神奈川県横浜市青葉区千草台48―43　サンフィール弐番館101
破産者　小倉　　潤
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部